

広島県告示第五百七十七号

広島県と尾道市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十五年一月一日施行）の一部を次のように改正し、令和元年七月十二日から施行した。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 管理条例第九条第一項の規定による陸揚輸送等のための区域の指定</p> <p>ハ 管理条例第十一条第二項の規定による使用の許可</p> <p>二（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 管理条例第五条第一項の規定による停けい泊禁止区域および管理条例第九条第一項の規定による陸揚輸送等のための区域の指定</p> <p>二（略）</p>